

業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方

トラック運転者や看護師など医療・介護人材の不足が深刻化する中、今春からの時間外労働規制に対応するため、業務の抜本的な効率化を図る必要がある。このため、有効な方策として、配送トラック（荷下ろし時）や訪問看護車両など、その業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両の路上駐車規制について、手続面を含め見直しを図る。

現状

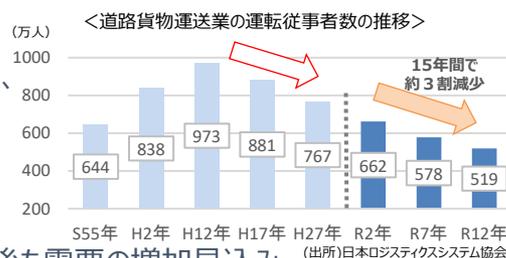
時間外労働の上限規制

→本年4月からトラック運転手や医師の時間外労働上限の規制が開始。

＜時間外労働の基準（労働基準法）＞	
現行	R6年4月～
猶予措置	年960時間

道路貨物運送業の運転従事者数

→2015年から15年間で約3割減見込、有効求人倍率は2.12倍と全産業の約2倍(R4.9)。



訪問看護利用者の推移

→2011年から10年間で約3倍増、今後も需要の増加見込み。
また、訪問介護利用者も、2020年度から20年間で約3割増の見込み。

課題

【「貨物車専用」の路面表示】

「物流革新に向けた政策パッケージ」で、事業者の要望箇所にも新設されてきたが、過少で機能不全。



【警察署長の駐車許可手続きについて】

都道府県によって許可の状況にバラツキが大きい。
手続面も、一部を除きアナログ申請のため、免許証や車検証などの書類が必要。

【駐車許可申請に関する事業者からの指摘】

- ①許可基準が、警察署によって異なり、受付自体に消極的。
- ②例えば、用務先から概ね100m以内に駐車場がある場合、車幅など物理的に駐車できない等の状態でも審査の対象とならない。

【駐車禁止除外標章】

医師が往診に使用する車両は取得可能だが、看護師等が、医師の指示を受け、直ちに患者宅等を緊急訪問し看護を行うための車両は対象外であるため、駐車許可申請により許可された日時・場所にしか駐車ができない。

今後の改革の方向性

《警察署長に対する駐車許可の申請手続》

- ・オンラインでの申請や許可証の受取りを可能とする。
- ・必要書類の統一。
- ・許可の有効期限は、原則1年以上とする。
- ・駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる際は、一括申請を可能とする。また、申請期限は原則1週間前の対応を可能とする。

《円滑な申請の受付》

- ・貨物集配が駐車許可の対象となりうることを警察署HPにて公表する。
- ・宅配事業者も日時の柔軟な指定や複数の場所を指定可能とする。
- ・例えば、用務先から100m以内に駐車場がある場合でも、審査の対象とする。

《統一的な判断の枠組み》

- ・事業者の利便を図る観点から判断枠組みを制定、公表し、都道府県警察に周知徹底する。

《訪問診療等の車両に対する規制の柔軟化》

- ・「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」に基づき、駐車場所について、「訪問先付近」とするといった柔軟な運用を徹底。

《フォローアップ体制》

- ・上記の実効性を担保すべく、訪問看護団体を含む関係団体に対し、令和6年度は半年に1度程度、それ以降は、年に1度程度、都道府県警察の遵守状況について、都道府県ごとにヒアリングを行う。また、不許可事例を理由とともにHP等で公表。

《駐車禁止除外標章》

- ・保健師、看護師、准看護師が、医師の指示を受け、患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び助産師が直ちに妊産婦帰宅等を緊急に訪問し助産等を行うための車両を対象とする。
- ・申請様式を統一する。

《共同住宅における荷さばき駐車場の設置について》

- ・標準駐車場条例に、百貨店等と同様に共同住宅における荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置き、地方公共団体に周知する。